

犬の飼い主さんへ

庄原市 R6



飼い主の義務・手続きの原則

飼い主の義務

犬の飼い主には

- 現在居住している市区町村に飼い犬の登録をすること
- 飼い犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせること
- 犬の鑑札と注射済票を飼い犬に装着すること
- 犬の死亡や、所在地などの変更について届け出ること
… が、狂犬病予防法により義務付けられています。

手続きの原則



手続きの義務は、飼い主にあります！



手続きは登録だけではありません！



届け出は規定の様式で届け出ましょう！

犬も人と同様の手続きが必要だと考えましょう。

こんなときに手続きが必要です。

- 新たに犬を飼い始めるとき ······ 1 p1
- 狂犬病予防注射接種の証明 ······ 2 p2
- 犬の所在地、飼い主の変更（引越し・譲渡など）··· 3 p3
- 犬が死んでしまったとき ······ 4 p3



●環境政策課(リサイクルプラザ内) ☎(0824)72-1398

●西城支所地域振興室 ☎(0824)82-2181

●東城支所産業建設室 ☎(08477)2-5141

●口和支所地域振興室 ☎(0824)87-2113

●高野支所地域振興室 ☎(0824)86-2113

●比和支所地域振興室 ☎(0824)85-3003

●総領支所地域振興室 ☎(0824)88-3065



新たに犬を飼い始めるとき（新規登録）

新たに犬を飼い始める際には、新規登録の手続きが必要です。

※譲渡などにより新たに飼い主となった場合は、新規登録ではなく“ 犬の所在地、飼い主の変更”による手続きに該当します。

【手続きに必要なこと・もの】

| | |
|-----------|--|
| 犬に関する情報 | 名前、種類、性別、生年月日、毛色、犬の所在地（犬を別の場所で飼っている場合） |
| 飼い主に関する情報 | 氏名、住所、連絡先 |
| 登録手数料 | 一頭につき 3,000 円 |

【手続きが出来る場所】

市役所担当窓口

庄原市および三次市内動物病院

【手続きが終わったら】

登録の証明として鑑札をお渡しします。鑑札は譲渡や死亡の際にも必要となりますので、紛失等には注意してください。

鑑札の再交付には 1,600 円が必要となります。



鑑札は犬にとっての戸籍であり、同時に住民票です。犬が移動すれば、その犬と一緒にについて回るべきものです。

例えば、飼い犬をやむを得ず譲渡する場合には、鑑札もあわせて譲り先に渡す必要があります。

また、鑑札は転入・転出に際して、人で言うところの転出証明書の役割を果たします。転出をする場合には、転出先の自治体に、鑑札を添えて、転入を届け出る必要があります。

犬が亡くなった場合も鑑札が必要です。死亡届に鑑札を添えて届け出てください。

鑑札はその犬と一生を共にする大切な証票です！





狂犬病予防注射接種の証明(注射済票)

犬の飼い主には、飼い犬に年一回の狂犬病予防注射を受けさせること、および注射済票の交付を受けることが法律により義務付けられています。狂犬病予防注射を受けた後はあわせて、注射済票の交付手続きを行ってください。

【手続きに必要なこと・もの】

| | |
|-----------|--|
| 狂犬病予防注射済証 | 獣医師発行の証明書 ※庄原および三次市内動物病院で交付手続きを受ける場合は不要 |
| 手 数 料 | 一頭につき 550 円 |

【手続きが出来る場所】

市役所担当窓口

庄原市および三次市内動物病院



【手続きが終わったら】

注射済票は注射を受けた証明です。飼い犬に装着し、周囲の人が注射を受けていることを確認できるようにしておきましょう。

注射済票の再交付には 340 円が必要となります。



狂犬病は、発症すれば致死率がほぼ 100% の恐ろしい病気です。日本は狂犬病の発症が確認できなくなって久しいですが、世界（特にアジア諸国）ではいまだ狂犬病は猛威をふるっています。

狂犬病は発症までの潜伏期間が長く、一目で保因犬の判別がつかない場合があります。そこで、誰が見ても注射を受けていることが分かるようにするため、狂犬病予防法では、注射済票の交付手続きを行い、その注射済票を装着することを定めています。

注射済証 ⇒ 注射済票交付のための証明

注射済票 ⇒ 注射を受けたことの証明





犬の所在地、飼い主の変更(引越し・譲渡など) 〔変更届〕

犬の所在地、飼い主の変更がある場合には、変更届を届け出でください。

【変更手続きが必要な事項】

犬の所在地の変更：市内転居、庄原市外自治体からの転入… など

※庄原市から転出する場合には、転出先自治体に鑑札持参の上届け出でください。

飼い主の変更：譲渡、飼い主の死去… など

【手続きに必要なこと・もの】

| | |
|-----------|--|
| 犬に関する情報 | 名前、種類、性別、生年月日、毛色、 犬の所在地（犬を別の場所で飼っている場合） |
| 飼い主に関する情報 | 氏名、住所、連絡先 |
| 鑑 札 | 転入の場合のみ |



【手続きが出来る場所】

市役所担当窓口



犬が死んでしまったとき(死亡届)

犬が死んでしまった場合には、死亡届を届け出でください。

※犬の登録は、死亡届の届け出により抹消します。鑑札及び注射済票（届出当該年度のみ）を届出に添付してください。電話での届出も可能です。その場合は、届出をする犬の鑑札または鑑札番号の分かる書類（狂犬病予防注射のお知らせ通知など）をご用意ください。お手元にある「鑑札」と「注射済票」は、郵送または市役所にお立ち寄りの際にご返却くださるようお願いします。

【手続きに必要なこと・もの】

| | |
|-----------|-------------------|
| 犬に関する情報 | 名前、種類、性別、毛色、犬の所在地 |
| 飼い主に関する情報 | 氏名、住所、連絡先 |
| 鑑 札 | 新規登録の際交付されたもの |
| 注 射 済 票 | 届出当該年度分のみ |



※鑑札及び済票が手元に無い場合はその旨を申し出でください。

【手続きが出来る場所】

市役所担当窓口（表紙記載）及び 市役所本庁舎 市民生活課